

(1) 養親となる者の年齢（下限・上限）及び養親と養子の年齢差について

特別養子となりうる子の年齢が（15 歳前後あるいは 18 歳前後に）引き上げられるとすれば、養親となる者の年齢について改めて検討する必要があることがかねて指摘されている。参考資料 2－4 に整理されているところですが、若干の比較法的資料を補っておきたい。

養親となる者の年齢（下限）については、原則として、18 歳（イタリア）、21 歳（イギリス、韓国）、25 歳（日本、ドイツ、フランス、ベルギー、オーストリア）、35 歳（スイス〔又は婚姻期間 5 年以上〈23 歳以上〉の夫婦〕）とかなり異なっているが、配偶者の子を養子とする場合には別段の規定を設けるなど、あるいは夫婦の一方についてはより低い年齢でも認めるなど、柔軟な対応をしている法制が多い。この点は、日本法とは異なっている。例えば、17 歳で嫡出でない子を出産した女性が 18 歳になった後に、25 歳の男性と婚姻した場合、日本の現行規定では、妻が 21 歳になるまで、特別養子縁組をすることはできない。また、2022 年 4 月からの成年年齢の変更にあわせて、普通養子縁組の養親の年齢要件（民 792 条）も成年から 20 歳に変更になることから、これも夫婦共同縁組の規定（民 795 条）から、妻が 20 歳になるまで縁組をすることはできないであろう（現行法上は、成年擬制により、成年として共同縁組が可能と解される）。

他方、養親となる者の年齢の上限については、「制限なし」とする国が多いが、欧州でも上限を定めている国も少数派であるが存在する。35 歳（クロアチア）、41 歳（オランダ）、50 歳（フィンランド、リトアニア）、60 歳（ギリシャ、ポルトガル）などである。

養親と養子の最小年齢差については、14 歳（スペイン）、15 歳（フランス、ベルギー、ルクセンブルク、ブルガリア）、16 歳（ポルトガル、オーストリア）、18 歳（イタリア、ギリシャ、オランダ、フィンランド、ラトビア、リトアニア）、21 歳（マルタ）という例がある（配偶者の子の場合など要件緩和の規定がある）。新ヨーロッパ養子協定（2008 年）では、16 歳以上の年齢差を提示している。最大年齢差については 40 歳（デンマーク、オランダ）、45 歳（スイス、フィンランド、マルタ）、50 歳（ギリシャ、ポルトガル）という例があるが、特に規定を置かず、裁判所の個別判断に委ねている国が多い。現行ドイツ法では、養親の上限年齢も養子との年齢差も規定していないが（1961 年改正前は 18 歳以上の年齢差を要件としていた）、養親となる者と養子となる者との間に「親と子の関係」が成立しうることを要件としているので、孫のような養子、兄弟のような養子に対しては否定的である。立法論としては、年齢差として 18 歳以上 45 歳以下を設けるべきであるとするものがある¹。これは手続を簡明にし、養子となろうとする者に法的安定性を与えることを目的としており、個別事情に応じた柔軟な例外を設けるべきことも主張されている。

(2) 親の同意（白地同意が認められるか、白地同意でなければならないか）

前回会議で示されたように、親の同意については、白地同意を可能とし、あるいは促進

¹ Sascha Scheikholeslami-Sabzewari, Altersgrenzen und Altersabstand zwischen Annehmenden und Anzunehmenden bei der Adoption, Peter Lang GmbH, 2017.

する法制と、これを否定する法制がある。ドイツ法では、白地同意（Blankoeinwilligung）は認められず、すでに養親となる者が定まっていることを必要とする。ただし、養親となる者の身元を実親が知らなくてもよい。少年局では、養親候補者番号で示され、国籍、宗教、経済的・社会的状況、家族関係などが匿名性を害しない範囲で知らされる。このような同意を、「匿名同意」という（Inkognito adoption）。又、同意には、条件や期限を付けることはできない（ド民 1750 条 2 項）。当該養子縁組の申立てが取り下げられたとき、又は却下されたときは、親の同意は失効する。白地同意を禁止している理由としては、次のような説明がされる。すなわち、実親には、憲法（基本法）上、子に対する第一次的・習俗的な保護・養育の責任があるので、養親となる者がどのような状況にある者かを知った上で同意すべきであり、無条件に子を手放し、他者（社会）に委ねることは、親の責任を果たしていないことになるというものである。もっとも、子に対する持続的で著しい義務違反があった場合や、子に無関心で、養子縁組が成立しなければ子に不相応な不利益をもたらす場合など、もはや実親に子の養育をまかせることができないときは、親の同意は不要であるから（裁判所による同意補充。ド民 1748 条）、養子となる者の今後に対する判断を親の同意を通して行わせるべきものとは考えられていない。ドイツ法では、一つの養子縁組手続ごとに親の同意を得ることになる。実親による養育の可能性をその都度確認して、養子縁組が子の福祉のために必要不可欠であることの判断を求めるものである。当初の予定した縁組が成立しなかった場合に、養子縁組の手続が滞ることもあり（同意補充の手続にも時間がかかる）、実務上困難をもたらすことから、ドイツにおいても、スイス、フランス、ベルギーなどのように白地同意を認めるべきであるという見解も有力である。

（3）養子となる者に子がいる場合について

資料 8 の第 2 の 4 「その他の論点」では、養子となる者に子がいる場合について、あり得る考え方が示されている。挙げられている例の場合、B が D 夫婦の特別養子となったときは、B と A の血族関係のみならず、B と C の血族関係も終了すると考えるべきかと思われる。他方、11 頁にあるように、現行の普通養子縁組による養親との親族関係は、すでにいる養子の子には及ばないと解されている。立法論的には、養子の子についても養親との間に血族関係が発生するという考え方もあり得る（むしろ普通養子の問題として検討が求められる）。B・C 間の親子関係が終了しても、C は B の嫡出でない子であると考えられるから（自己の嫡出子を養子とすることができないというのが通説であるが、異論もあり得る）、B が C を改めて養子（普通養子）とする方法もなくはない（これは国民感情にはそぐわないか）。ドイツ法では、養子縁組の成立により、養子は養親（夫婦〔配偶者双方〕共通）の子たる法的地位を得るが（ド民 1754 条）、養子となる者及びその直系卑属と従前の血族との血族関係並びにそれから生ずる権利義務は消滅する、と規定している（ド民 1755 条）。この規定の意味するところは、例えば、子（Z）のある未成年の母（Y）が養子となった場合、Z と母方の祖父母、叔父母らとの法的関係は消滅するが、Z とその父（X）及び X の血族、Y との法的関係、すでにいる兄弟姉妹との血族関係は消滅しないということである²。

² Staudinger/Rainer Frank, 2007, S.237.